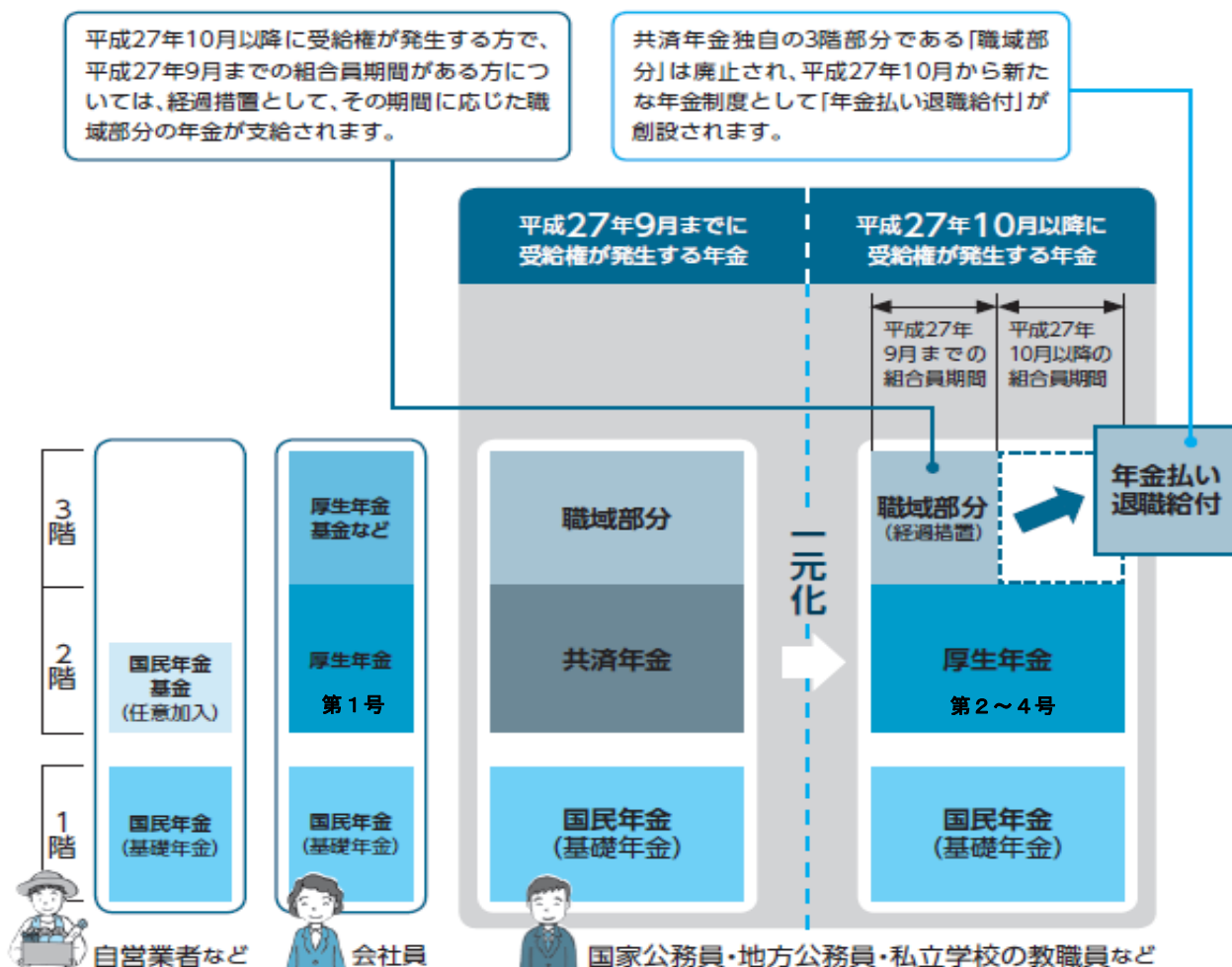


# 年金制度について

## 1 年金制度について知っておきたいこと

### (1) 現在の公的年金制度

年金制度は、建物に例えると「3階建て」になっており、公立学校共済組合の組合員の場合は、1階部分が「国民年金（基礎年金）」、2階部分が「厚生年金」、公務員共済組合独自の給付である3階部分が「年金払い退職給付」「職域年金相当部分」となっています。



※被用者年金一元化後は、第1号厚生年金被保険者（会社員）、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）、第3号厚生年金被保険者（地方公務員等）、第4号厚生年金被保険者（私立学校の教職員）と区分されます。

出典 (株) 社会保険出版社 冊子「私たちの年金が変わります」

名称		概要
国民年金 (基礎年金) (P7)	1階	<p>◎すべての国民に共通する年金制度です。</p> <p>◎日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する義務があります。</p> <p>◎保険料を40年間納めた場合、65歳から満額が支給され、保険料を納めた期間が40年に満たない場合は、その不足する期間に応じて年金額が減額されます。</p>
厚生年金 (被用者年金) (P5)	2階	<p>◎会社員や公務員などが加入する年金制度で、国民年金に上乗せして支給されます。</p> <p>◎加入期間と報酬等をベースに計算した年金が支給されます。</p>
年金払い退職給付 (退職等年金給付) (P6)	新3階	<p>◎公務員が加入する独自の制度です。</p> <p>◎平成27年10月の被用者年金一元化により新たに創設され、一元化以降の期間に応じて支給されます。</p>
職域年金相当部分 (経過措置) (P6)	旧3階	<p>◎共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。</p>

## (2) 年金の種類

国民年金と厚生年金は給付の事由により、それぞれ、**老齢、障害、遺族**の3種類の年金があります。受給するためにはそれぞれ一定の要件を満たす必要があります。

名称 事由	国民年金 (基礎年金)	厚生年金 (被用者年金)	給付事由
老齢 (P4)	老齢 <u>基礎</u> 年金	老齢 <u>厚生</u> 年金	一定の年金加入期間があり、支給開始年齢に達したとき支給される年金
障害 (P20、P23)	障害 <u>基礎</u> 年金	障害 <u>厚生</u> 年金	年金加入期間中に初診日がある傷病により、一定以上の障害程度になった場合に支給される年金
遺族 (P21)	遺族 <u>基礎</u> 年金	遺族 <u>厚生</u> 年金	年金加入者又は年金加入者であった者が死亡したときに遺族に支給される年金

※ 複数の年金の受給権がある場合、原則として最も有利な年金を選択していただきます。  
年金選択後でも、選択する年金を変更することが可能です。

### (3) 年金を決定・支給する実施機関

年金を決定・支給する機関を「実施機関」と呼びます。公務員の厚生年金は、最後に所属した共済組合が決定・支給します。各年金の実施機関は、表のとおりです。

公的年金等		加入者	実施機関 (年金を決定・支給する機関)
国民年金 (基礎年金)	1階	20歳以上60歳未満の 全国民	厚生労働大臣 (日本年金機構)
厚生年金 (被用者年金)	2階	民間の会社員等	厚生労働大臣 (日本年金機構)
		国家公務員	国家公務員共済組合
		地方公務員 (公立学校教職員等)	地方公務員共済組合 (公立学校共済組合、市町村職員共済 組合等)
		私立学校教職員	日本私立学校振興・共済事業団
職域年金相当部分 年金払い退職給付	3階	国家公務員及び地方公 務員	国家公務員共済組合 地方公務員共済組合

### (4) 被用者年金制度の一元化（平成27年10月）による変更

平成27年10月から実施された被用者年金制度の一元化により、公務員等が加入している「共済年金制度」は、民間企業に勤務する人が加入している「厚生年金保険制度」に統一されました。

共済年金制度独自の3階部分である「職域年金部分<sup>※1</sup>」は廃止され、平成27年10月から新たな年金制度として「年金払い退職給付<sup>※2</sup>」が新設されました。

※1 平成27年9月までの組合員期間がある方については経過措置としてその期間に応じた職域年金相当部分の年金が年金支給開始年齢から支給されます。

※2 平成27年10月以降の組合員期間がある方については、その期間に応じた「年金払い退職給付」が65歳から支給されます。

## 2 老齢年金について

### (1) 老齢厚生年金等の支給開始年齢

特別支給の老齢厚生年金<sup>※1</sup>は、次表のとおり生年月日に応じて支給開始年齢を1歳ずつ引き上げ、最終的には、昭和36年4月2日以降に生まれた方からは、65歳から年金が支給されることとなります<sup>※2</sup>。

生年月日	支給開始年齢	60歳	65歳
昭和24年4月2日～ 昭和25年10月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	退職共済年金 老齢基礎年金
昭和25年10月2日～ 昭和28年4月1日	60歳	退職共済年金(特別支給) △60歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和28年4月2日～ 昭和29年10月1日	61歳	退職共済年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和29年10月2日～ 昭和30年4月1日	61歳	老齢厚生年金(特別支給) △61歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62歳	老齢厚生年金(特別支給) △62歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63歳	老齢厚生年金(特別支給) △63歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64歳	老齢厚生年金(特別支給) △64歳より支給開始	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日～	65歳		老齢厚生年金 老齢基礎年金

※1 老齢厚生年金は、本来65歳から支給されますが(本来支給)、経過措置で当分の間、65歳に達するまでの間に特別支給の老齢厚生年金が支給されることになっています

※2 女性の方で、臨時的任用職員や民間企業での勤務経験等(1号厚年期間)がある場合、その期間分の老齢厚生年金の支給開始年齢は生年月日に応じて次表のとおりになります。

生年月日	年齢	生年月日	年齢
昭29.4.2～昭33.4.1	60歳	昭37.4.2～昭39.4.1	63歳
昭33.4.2～昭35.4.1	61歳	昭39.4.2～昭41.4.1	64歳
昭35.4.2～昭37.4.1	62歳	昭41.4.2以降	65歳

## (2) 各老齢年金等の概要

	61歳 (S29.10.2~S30.4.1生) 62歳 (S30.4.2~S32.4.1生)	65歳	退職
3階 (新3階) (旧3階)			⑤年金払い退職給付
	④職域年金相当部分(経過的職域加算額) ※1		
2階	①特別支給の老齢厚生年金 ※2	②本来支給の老齢厚生年金 ※2	
1階		⑥老齢基礎年金(国民年金)	

※1 在職中は支給されません


※2 在職中は給与と年金の額に応じて一部又は全額支給停止

### ①② 老齢厚生年金(被用者年金) (2階部分)

【支給要件】 次のいずれの要件も満たしている場合に支給されます。

①特別支給の老齢厚生年金 (60歳~64歳)	②本来支給の老齢厚生年金 (65歳~)
◆ 厚生年金保険の加入期間が <u>1年以上</u> あること	◆ 厚生年金保険の加入期間が <u>1月以上</u> あること
◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が <u>10年以上</u> であること	◆ 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が <u>10年以上</u> であること

【年金額】 老齢厚生年金は、組合員期間と報酬等を基礎として計算されます。

 厚生年金に加入し報酬を受け取っている老齢厚生年金受給権者は、報酬と年金の合計額が一定の基準を超えると、段階的に年金の支給が停止されます。(P15参照)

### ③ 加給年金額(該当者のみ) (2階部分)

加給年金額は、年金請求者が65歳到達時に、次の条件に当てはまる場合に支給されます。

- ◆ 厚生年金保険の加入期間が20年以上
- ◆ 65歳に到達した時、年金請求者によって生計維持されている、次表に該当する配偶者又は子がいる

加給年金額対象者	年齢要件	収入要件	加給年金額 (令和元年度)
配偶者	65歳未満		390,100円/年
子	①18歳に達する日の属する年度末までの間にある子 ②20歳未満で、障害等級が1級又は2級に該当する障害状態にある子	年収850万円未満（又は所得655.5万円未満）※1	1人目・2人目の子各224,500円/年 3人目以降の子各74,800円/年

※1 収入又は所得が限度額以上でも、定年等の理由（自己都合によらないもの）により年金請求者が65歳に到達した日から5年以内に限度額未満になると見込まれるときは該当します。



加給年金額対象者である配偶者が障害厚生年金又は障害基礎年金又は加入期間20年以上の老齢厚生年金（老齢基礎年金は対象外）を受給している場合（全額停止の場合を除く）は、加給年金額の支給が停止されます。

#### ④ 職域年金相当部分（経過職域加算額）（旧3階部分）

共済年金独自の3階部分である「職域部分」は廃止され、平成27年9月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

#### ⑤ 年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）（新3階部分）

年金払い退職給付は、平成27年10月の年金一元化に伴い創設された公務員の年金制度です。半分は、支給期間を終身とする終身退職年金、半分は有期退職年金（支給期間を20年（240月）、10年（120月）、一時金から選択）として支給されます。

【支給要件】 次のいずれの要件も満たしている場合に支給されます。

- ◆ 1年以上の引き続く組合員期間を有すること※1
- ◆ 65歳以上であること
- ◆ 退職していること

※1 平成27年10月1日以降の組合員期間。

【参考】職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）と  
年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）（新3階部分）の比較表

	職域年金相当部分（経過的職域加算額）（旧3階部分）	年金払い退職給付（新3階部分）
支給開始年齢	特別支給の老齢厚生年金と同じ	65歳以上の退職者
支給期間	特別支給の老齢厚生年金と同じ	年金額の1/2→終身 年金額の1/2→有期 (20年、10年、一時金から選択)
計算の基礎となる組合員期間	平成27年9月までの組合員期間	平成27年10月以降の組合員期間
財政方式	現在の現役世代（被保険者）の保険料により受給者の年金を支給する「賦課方式」	積み立てた保険料を原資として年金を受け取る「積立方式」

⑥ 老齢基礎年金（国民年金）（1階部分）

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの間に共済年金や国民年金、厚生年金に加入した期間が通算して10年以上である者が65歳に達したときに支給されます。

【年金額】 780,100円<sup>※1</sup>／年（40年間保険料を納付した場合）

※1 令和元年度の場合（賃金や物価の変動により改定あり）



保険料納付期間が40年に不足する場合は、その期間に応じて減額されます。


老齢基礎年金の額 = 780,100円／年 × 加入月数／480月（40年間）

<例> 加入月数が合計456月（38年）の場合  
780,100円 × 456月／480月 = 741,095円

## 3 4月に行う大切な手続について

令和2年4月1日時点の勤務状況等により、必要な手続が異なります。次のⅠ～Ⅲで、御自身が該当する項目を確認してください。

手続はこちらで

- A** 令和2年3月31日時点の所属所を通じて手続を行ってください。
- B** 令和2年4月1日時点の所属所を通じて手続を行ってください。
- C**  お住まいの市区町村の窓口で忘れずに手続を行ってください。

### Ⅰ 神奈川県内の公立学校又は県教育委員会等に勤務する方

R2.4.1の勤務状況 手続内容	再任用	再任用	再任用	臨時的 任用職員	会計年度 任用職員
	フルタイム	短時間★ 週29時間	短時間★ 週19時間 15分		パートタイム
(1)①退職届書 <sup>※1</sup> の提出 又は (P10(1)) ②改定請求書 <sup>※2</sup> の提出 (P14④)	不要 <sup>※3</sup>	必要 <b>A</b>	必要 <b>A</b>	不要 <sup>※3</sup>	必要 <b>A</b>
(2)令和2年4月1日から 加入する年金制度 (P10(2))	厚生年金 (公立学校 共済組合)	厚生年金 (日本年金 機構)	なし	厚生年金 (公立学校 共済組合)	厚生年金 (日本年金 機構)
(3)60歳未満の被扶養配偶者が 加入する年金制度 (P11(3))	不要 <sup>※3</sup>	国民年金 (第3号) <b>B</b>	国民年金 (第1号) <b>C</b>	不要 <sup>※3</sup>	国民年金 (第3号) <b>B</b>

★ 再任用短時間職員の勤務時間数は、神奈川県教育委員会のものであります。市町村教育委員会については各自で確認してください。

※1 **年金の受給権発生前の方 (S32.4.2以降生まれ)**

※2 **既に年金の受給権が発生している方 (S32.4.1以前生まれ)**

退職届書の提出は不要ですが、「老齢厚生年金改定請求手続」が必要です。(P14④参照)

※3 令和2年4月1日から退職後に引き続き公立学校共済組合の組合員となる場合(再任用フルタイム、臨時的任用職員など)や、別の公務員共済組合に加入する場合、(1)及び(3)の手続は不要です。

## II 公務員共済組合の組合員になる方（公立学校共済組合神奈川支部を除く）

パートタイム会計年度任用職員等で共済組合員に該当しない場合は、IIIを御覧ください。

R 2. 4. 1 の勤務状況	公立学校共済組合（神奈川支部を除く）、地方職員共済組合 市町村職員共済組合、横浜市職員共済組合 川崎市職員共済組合、国家公務員共済組合 等の組合員
手 続 内 容	
(1) ①退職届書 <sup>※1</sup> の提出 又は (P10(1)) ②改定請求書 <sup>※2</sup> の提出 (P14④)	不要（転出の取扱いとなります。） （転出手続については、3月上旬に送付する所属所長あて通知を確認してください。） ※4月2日以降に公務員共済組合の組合員になる方は、退職届等を提出してください。
(2) 令和2年4月1日から 加入する年金制度 (P10(2))	厚生年金 地方公務員共済組合・国家公務員は国家公務員共済組合 （手続については、勤務先に確認してください。）
(3) 60歳未満の被扶養配偶者が 加入する年金制度 (P11(3))	国民年金（第3号） （手続については、勤務先に確認してください。）

※1 年金の受給権発生前の方 (S32. 4. 2以降生まれ)

※2 既に年金の受給権が発生している方 (S32. 4. 1以前生まれ)

## III I・IIに該当しない方（民間企業等に勤務）又は無職の方

手 続 内 容	I・IIに該当しない方		無職の方
	年金制度あり	年金制度なし	
(1) ①退職届書 <sup>※1</sup> の提出 又は (P10(1)) ②改定請求書 <sup>※2</sup> の提出 (P14④)	必要 <b>A</b>	必要 <b>A</b>	必要 <b>A</b>
(2) 令和2年4月1日から 加入する年金制度 (P10(2))	勤務先に確認	60歳未満のみ 国民年金◆ <b>C</b>	60歳未満のみ 国民年金◆ <b>C</b>
(3) 60歳未満の被扶養配偶者が 加入する年金制度 (P11(3))	国民年金 (第3号) 手続は勤務先に確認	国民年金 (第1号) <b>C</b>	国民年金 (第1号) <b>C</b>

★ 配偶者が共済組合又は健康保険組合等に参加している場合、被扶養配偶者に認定され国民年金第3号被保険者に該当する場合があります。詳細については配偶者の勤務先に確認してください。

※1 年金の受給権発生前の方 (S32. 4. 2以降生まれ)

※2 既に年金の受給権が発生している方 (S32. 4. 1以前生まれ)

## (1) 退職届書の提出について

手続が必要

ここでいう「退職」とは、「公務員共済組合員でなくなる」ことをいいます。  
**年金の受給権発生前に退職する方 (S32. 4. 2以降生まれ)**は、「退職届書」を提出してください。

「退職届書」を提出することにより、将来の年金決定に必要な年金記録（公務員期間、報酬額等）が整備され、「年金待機者」として登録されます。

該当する方の「退職届書」は、3月下旬までに所属所あてに送付しますので、3月31日時点の所属所を経由して提出してください。

退職後、年金の請求手続が始まるまでに公立学校共済組合本部から自宅あてに「年金待機者登録通知書」等が送付されます。



待機者登録完了後、氏名等に変更が生じた場合は、「退職届書」と共に送付する「年金待機者異動報告書」を公立学校共済組合本部へ提出して、変更の手続を必ず行ってください。

## (2) 令和2年4月1日から加入する年金制度

手続が必要

### ア S35. 4. 1以前に生まれた方（退職時に60歳以上の方）

退職後に再就職する方は、勤務先を通じて手続をしてください。  
勤務先で厚生年金に加入しない場合、又は、令和2年4月1日以降無職となる場合は、手続不要です。

(参考) 国民年金と被用者年金制度の期間の合計が40年未満の方は、老齢基礎年金の満額受給のために国民年金に任意加入することができます。手続はお住まいの市区町村の年金窓口で行ってください。

### イ S35. 4. 2以降に生まれた方（退職時に60歳未満の方）

60歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。次の（ア）又は（イ）に必ず加入してください。

#### (ア) 厚生年金（勤務先で加入する方）

勤務先に確認し、手続をしてください。

#### (イ) 国民年金（勤務先で厚生年金に加入しない方・無職の方）

##### a 自分が加入する場合

退職後14日以内に、お住まいの市区町村の窓口で国民年金（第1号被保険者）の加入手続を行ってください。退職後に当共済組合の任意継続組合員となった場合も、国民年金の加入手続は必要です。

b 配偶者の被扶養者になる場合

配偶者が厚生年金に加入しており、あなたが配偶者の被扶養者になる場合は、配偶者の勤務先を通じて国民年金（第3号被保険者）の加入手続きを行ってください。（市区町村窓口での国民年金の加入手続きは不要です。）

**(3) 60歳未満の被扶養配偶者について**

**手続が必要**

被扶養配偶者も、60歳になるまでは公的年金に加入する必要があります。

あなたが令和2年4月1日から厚生年金に加入して、配偶者があなたの被扶養者である場合、配偶者はあなたの勤務先を通じて国民年金第3号被保険者の手続きを行い、年金制度に加入することになります。

ただし、それ以外の場合は、配偶者本人が国民年金加入の手続きを行ってください。配偶者が当共済組合の任意継続組合員の被扶養者になった場合も、国民年金の加入手続きは必要です。

手続先については、P8～9のI～IIIで確認してください。

**4 受給権発生後の年金手続について**

	61歳 (S29.10.2～S30.4.1生) 62歳 (S30.4.2～S32.4.1生)	65歳	退職
3階 (新3階)			⑤年金払い退職給付
(旧3階)	職域年金相当部分（経過的職域加算額） ※1		
2階	①特別支給の老齢厚生年金 ※2 （特別支給の退職共済年金）	②本来支給の老齢厚生年金 ※2	④老齢厚生年金の改定
		加給年金額（該当者のみ）	
1階		③老齢基礎年金（国民年金）	

※1 在職中は支給されません

※2 在職中は給与と年金の額に応じて一部又は全額支給停止

## (1) 年金手続の流れ

手続時期	必要な手続	提出書類(●必須 ○該当者のみ)	注意事項
60歳到達時 (S24.4.2～ S28.4.1生)	①特別支給の退職 共済年金の請求 手続	●特別支給の退職共済年金「決定」 請求書	・在職中でも請求 手続が必要。  繰下げ不可。
61歳到達時 (S28.4.2～ S29.10.1生)			
61歳到達時 (S29.10.2～ S30.4.1生)	①特別支給の老齢 厚生年金の請求 手続	●年金請求書(国民年金・厚生年 金保険老齢給付)及び添付書類  ○加給年金額(P5)請求の添付書類 (該当者のみ提出)	・加給年金額の 加算は65歳から
62歳到達時 (S30.4.2～ S32.4.1生)			
65歳到達時 (老齢厚生年金、 老齢基礎年金を 繰下げ(P18(4)) しない場合)	②(本来支給の) 老齢厚生年金の 請求手続	●年金請求書(老齢厚生年金) 「65歳から請求する」に○をして提出  ○加給年金額対象者の添付書類 (新たに加給年金額対象者を登録する 場合のみ提出)	・公務員期間のみ の方⇒共済組合 へ提出。  ・公務員期間以 外の期間がある 方⇒日本年金機 構で手続
	③老齢基礎年金 の請求手続	●老齢基礎年金受給方法の確認書 「65歳から請求する」に○をして提出  ●年金請求書(国民年金老齢基礎 年金)	
退職時 (老齢厚生年金 を繰下げしない 場合)	④老齢厚生年金の 改定請求手続※1	●老齢厚生年金(退職共済年金・ 経過的職域加算)「改定」請求 書	65歳になる前 の退職の場合で も提出
	⑤年金払い退職 給付請求手続	●退職年金(年金払い退職給付) 決定請求書  ○退職所得の受給に関する申告書 (C一時金を選択した場合のみ提出)  ○退職手当の源泉徴収票 (当年中に退職手当支給ありの方のみ 提出)	65歳以降の退 職の場合に提出 し、有期年金の 受取方法を選択  ( A 20年 B 10年 C 一時金 )

※1 受給権発生から退職までの組合員期間に応じて年金額を上乗せするため、改めて年金額を計算し、決定する手続

<老齢年金の繰下げ（P18(4)）を希望する場合（66歳以降に年金を請求する場合）>

手続時期	必要な手続	提出書類	注意事項
65歳到達時	繰下げ希望の申出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金請求書（老齢厚生年金） 「繰下げを希望する」に○をして提出</li> <li>●老齢基礎年金受給方法の確認書（公務員期間のみの方） 「繰下げを希望する」に○をして提出</li> </ul>	老齢厚生年金を繰下げた場合、加給年金額は繰下げ期間中、支給停止。
退職時	繰下げ待機者としての登録手続	●退職届書	
請求時	老齢厚生年金（老齢基礎年金）繰下げ請求手続	66歳以降70歳までの請求したいときに公立学校共済組合本部へ連絡	

## （2）受給権が発生した時

**手続が必要**

年金を受給するためには、支給開始年齢（P4参照）に達した時に、御自身で年金の請求手続を行う必要があります。支給開始年齢に到達しても、請求手続をしないと、年金は受給できません。

公立学校共済組合神奈川支部の組合員の場合、神奈川支部から手続に必要な書類を自宅あてに送付しますので、期日までに提出してください。

退職された方には、公務員期間については、最後に加入した共済組合から年金請求書が送付されますので、そちらへ提出してください。

請求に基づき年金が決定されると、年金証書等が公立学校共済組合本部から自宅あてに送付されますので、大切に保管しておいてください。

### ① 特別支給の老齢厚生年金の請求手続

【送付する書類】「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(冊子)等

【送付時期及び送付先】支給年齢に達する誕生月の月末に自宅へ送付

### ② (本来支給の)老齢厚生年金の請求手続 (65歳)

【送付する書類】「年金請求書(老齢厚生年金)」等

【送付時期及び送付先】65歳の誕生月前後に自宅へ送付

### ③ 老齡基礎年金（国民年金）の請求手続（65歳）

【送付する書類】「老齡基礎年金受給方法の確認書」  
「年金請求書（国民年金老齡基礎年金）」

【送付時期及び送付先】65歳の誕生日前後、②と一緒に自宅へ送付<sup>※1</sup>

※1 公務員期間のみの方は、公立学校共済組合から送付します。  
公務員以外の期間がある方等は、日本年金機構から書類が送付されますので、年金事務所で手続してください。

### （3）退職した時

手続が必要

ここでいう「退職」とは、「公務員共済組合員でなくなる」ことをいいます。

退職したときは、「老齡厚生年金改定請求手続」と「年金払い退職給付請求手続」（65歳以降の退職の場合）が必要です。

年度末で退職する方を把握するため、1月末頃、所属所を通して、再任用フルタイム職員あてに次年度の勤務継続の有無について、調査を行います。次年度「勤務を継続しない」と回答された方に、手続に必要な書類を自宅あてに送付しますので、期日までに回答してください。

### ④ 老齡厚生年金改定請求手続

受給権発生から退職までの組合員期間に応じて年金額を上乗せするため、改めて年金額を計算し、決定する手続です。

【送付する書類】「老齡厚生年金（退職共済年金・経過的職域加算）「改定」請求書」等  
【送付時期及び送付先】3月中旬頃、自宅へ送付

### ⑤ 年金払い退職給付請求手続

【送付する書類】「退職年金（年金払い退職給付）決定請求書」等  
【送付時期及び送付先】3月中旬頃、④と一緒に自宅へ送付<sup>※1</sup>

※1 65歳以上で退職する方

## 5 年金の受給に関すること

### (1) 老齢厚生年金の在職支給停止について

老齢厚生年金の受給権者が在職中（厚生年金の被保険者）である間は、報酬と年金額の合計額が一定の限度額を超えると、年金の一部又は全部が支給停止されます。

支給停止された年金額が後日支給されることはありませんが、被保険者期間は、退職後から支給される年金額に反映されます。

年齢区分	年金の種類	加入する厚生年金制度別の年金支給停止調整額	
		公務員共済年金 (再任用フルタイム等)	厚生年金(一般)・私学共済年金 (再任用短時間、民間企業等)
65歳未満	老齢厚生年金	再就職先の <b>A</b> 標準報酬月額 <sup>※1</sup> + <b>B</b> 直近一年間の期末手当等÷12 + <b>C</b> 老齢厚生年金(職域年金相当部分を除く)の月額 の合計が <b>28万円</b> <sup>※2</sup> を超えた場合、超えた額の1/2の年金額が支給停止 <sup>※3</sup>	
	職域年金相当部分	全額支給停止	全額支給
65歳以上	老齢厚生年金	再就職先の <b>A</b> 標準報酬月額 <sup>※1</sup> + <b>B</b> 直近一年間の期末手当等÷12 + <b>C</b> 老齢厚生年金(職域年金相当部分を除く)の月額 の合計が <b>47万円</b> <sup>※2</sup> を超えた場合、超えた額の1/2の年金額が支給停止	
	職域年金相当部分	全額支給停止	全額支給
	年金払い退職給付	退職後に支給開始	全額支給

※1 基本給+諸手当等を基に定められた保険料(掛金)算定基礎額

※2 令和元年度の場合(賃金や物価の変動により改定あり)

※3 **A**+**B**≤47万円かつ**C**≤28万円のときの計算式



厚生年金に加入しない働き方(勤務時間の少ない講師、パート、個人事業等)、不動産等による収入は、在職支給停止の対象にはなりません。

<例> 再任用フルタイム職員（65歳未満）の在職支給停止額の計算方法

- ◆標準報酬月額 300,000 円
- ◆直近一年間の期末手当等 600,000 円
- ◆年金額 1,500,000 円（職域年金相当部分<sup>※1</sup>を含む）
- ※1 職域年金相当部分は年金額の1/6程度

**A** 標準報酬月額 300,000

**B** 直近一年間の期末手当等（月額換算） =  $600,000 \div 12 = 50,000$

**C** 職域年金相当部分を除く年金額（月額換算）

$$= 1,500,000 \times 5/6 \div 12 = 104,000^{※1}$$

**A** + **B** + **C** =  $300,000 + 50,000 + 104,000 = 454,000$

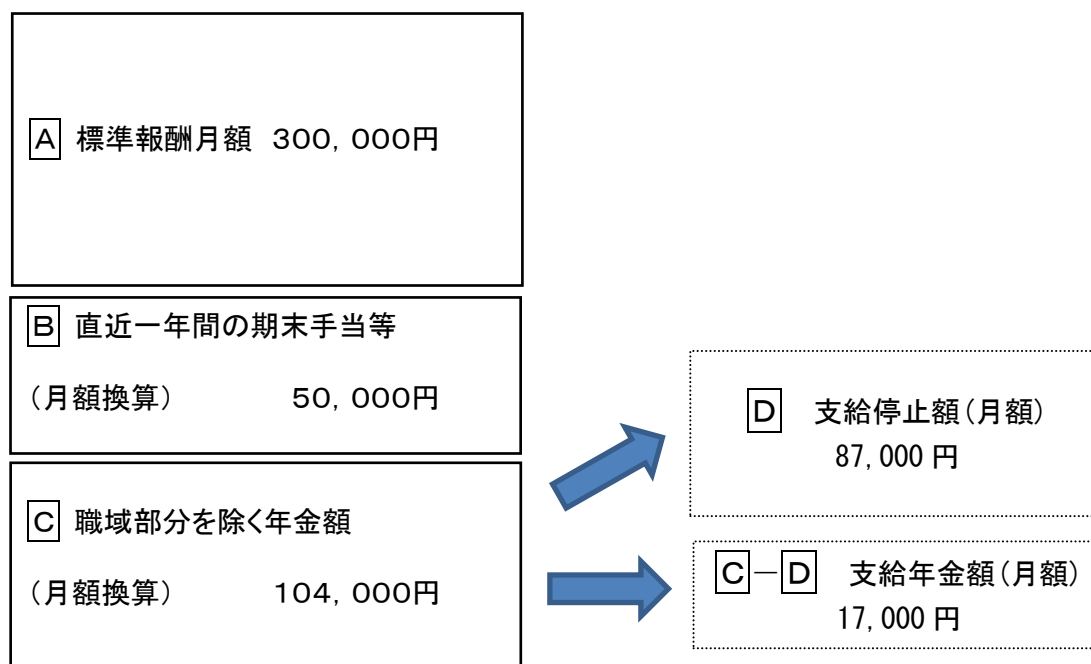
→ 28万円を超えているので支給停止あり

**D** 支給停止額（月額） =  $(454,000 - 280,000 = 174,000) \times 1/2 = 87,000$  円

**実際の年金支給額**

（月額） **C** - **D** =  $104,000 - 87,000 = 17,000$  円

※1 実際は1円単位まで計算されます。



## (2) 雇用保険法による給付の受給に伴う年金の支給停止 手続が必要

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金の受給者が、公共職業安定所(ハローワーク)で求職の申込みをすると、年金の全額が支給停止されます。

求職の申込みをされたとき又は失業給付が終了したときは、公立学校共済組合への届出が必要です。手続が遅れると、既に支給された年金を遡って返還していただくこととなります。



基本手当の金額の多寡にかかわらず、老齢厚生年金の全額が支給停止されます。公共職業安定所(ハローワーク)で求職の申込みをする前に「基本手当」の額を確認し、老齢厚生年金の額と比較するなど、十分検討してから手続してください。

## (3) 年金支給の繰上げ(65歳未満の方) 手続が必要

S28. 4. 2以降生まれの方は、60歳以降、支給開始年齢(P4参照)になる前から年金を繰上げて早めに受給する制度があります。ただし、繰上げて受給すると制約を受ける事項があります。

- ◆ 支給される年金の額は、繰上げする期間1か月につき0.5%減額され、この減額率は生涯変わりません。
- ◆ 老齢基礎年金及び公務員期間以外の厚生年金も、全て同時に繰上げ支給する必要があります。
- ◆ 繰上げ決定後の取消・変更はできません。
- ◆ 繰上げ支給をすると、事後重症による障害厚生年金(P20参照)の請求及び特別支給の老齢厚生年金に係る障害者特例請求<sup>※1</sup>はできません。

※1 障害等級1～3級の方が特別支給の老齢厚生年金(在職中を除く)を受ける場合、一定額の年金を合わせて受けられる特例

繰上げ期間	減額率
5年(60月)	30%
4年(48月)	24%
3年(36月)	18%
2年(24月)	12%
1年(12月)	6%

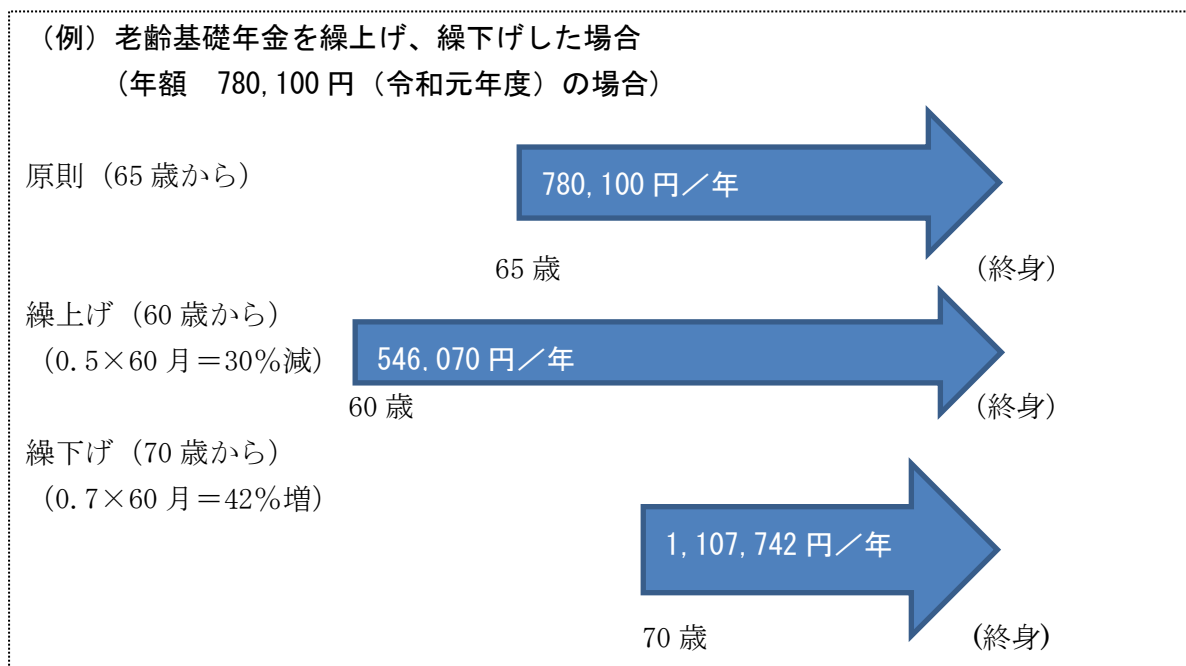
## (4) 年金の繰下げ (65 歳以上の方)

手続が必要

65 歳から支給される老齢厚生年金と老齢基礎年金は、66 歳以降 70 歳までのうち、選択した時点からの支給に繰り下げることができます。この場合、年金額は繰下げする期間 1 か月につき 0.7%増額されます。繰下げを希望する方は、65 歳からの本来支給の老齢厚生年金を請求する際に申し出てください。



特別支給の老齢厚生年金には繰下げの制度がありません。



## (5) 年金の見込額について

### ◆ 「ねんきん定期便」

直近の誕生月の月末に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「ねんきん定期便」で将来の年金見込額や保険料納付実績など年金に関する情報が確認できます。なお「ねんきん定期便」の年金見込額は、対象者の年齢によって次のとおり計算されています。

- ① 50 歳未満・・・現時点までの加入実績に基づいて計算
- ② 50 歳以上 60 歳未満・・・60 歳まで継続加入したと仮定して計算
- ③ 60 歳以上 (引き続き厚生年金に加入する場合)  
・・・定期便が送付された年齢の 4 か月前まで継続加入したとして計算

#### ◆「地共済年金情報 Web サイト」

公務員厚生年金期間における年金加入記録や将来の年金見込額が確認できます。詳しいことは、「公立学校共済組合本部ホームページ」に掲載されています。

トップページ右側の「ピックアップコンテンツ」



ピックアップ情報

「年金加入記録や年金見込額を知りたいとき（地共済年金情報Webサイトのご案内）」



ページ下部にある緑のバナー「地共済年金情報Webサイトのご案内」をクリック

#### ◆「年金払い退職給付に係る給付算定基礎額残高通知書」

毎年7月下旬に、公立学校共済組合本部から自宅あてに送付される「給付算定基礎額残高通知書」で、前年度までに組合員が積み立てた額（給付算定基礎額）等に関する情報が確認できます。

## （6）年金の支給日

年金の支給は年6回で、偶数月の15日に、それぞれの前2か月分が指定の金融機関に振り込まれます。（金融機関が休日の場合は、直前の営業日です。）

**最初の支給は、決定手続に時間を要するため、定期支給日より遅くなります。**

定期支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給対象 (前月までの2か月分)	12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

※ 毎年6月と12月に公立学校共済組合本部から支給額をお知らせする「年金支払通知書（送金案内書）」が受給者に送付されます。

## (7) 年金額の改定

年金額は物価変動等により、原則として毎年度改定されます。改定があった場合には、公立学校共済組合本部から「年金額改定通知書」が受給者に送付されます。

## (8) 年金額にかかる税金

手続が必要な場合あり

年金（障害年金・遺族年金は除く）は雑所得として課税されます。また、収入の条件などにより確定申告が必要となる場合があります。手続については、年金支給開始後の通知等を参照いただくとともに、所得税の詳細については、税務署に確認してください。

# 6 障害年金・遺族年金について

## (1) 障害年金

「障害厚生年金」は、被保険者期間中に「初診日<sup>※1</sup>」のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1級～3級）に該当すると認定されたとき支給されます。（障害等級は、身体障害者手帳の認定基準とは異なります。）

さらに、障害等級が1・2級に該当する場合は、「障害基礎年金」（国民年金）も併せて支給されます。

なお、初診日から1年6か月後の時点では障害状態に該当せず、その傷病が満65歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます（事後重症制度）。ただし、事後重症による請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。

※1 初診日とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

【支給要件】 次の要件を全て満たす場合に支給されます。

- ◆ 障害の原因となった傷病の「初診日」に被保険者であること。
- ◆ 障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日（症状が固定した日を含む））までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。  
（事後重症の場合は障害認定日後65歳に達する日の前日までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。）
- ◆ 保険料納付要件を満たしていること。（請求時、共済組合に確認）

【障害の程度と支給される年金等】

障害等級	共済組合から 支給	日本年金機構 から支給	障害基礎年金額（令和元年度）
1級	障害厚生年金 <sup>※1</sup>	障害基礎年金	1級…975,125円／年＋子の加算 <sup>※2</sup>
2級	障害厚生年金 <sup>※1</sup>	障害基礎年金	2級…780,100円／年＋子の加算 <sup>※2</sup>
3級	障害厚生年金	—	
3級より 軽い程度	障害手当金 （一時金） <sup>※3</sup>		

※1 1級・2級の障害厚生年金を受ける人に生計を維持されている配偶者（P6参照）がいる場合は、加給年金額（224,500円（令和元年度））が支給されます。

※2 子の加算 次に該当する子がいる場合は、子の加算があります。

【年齢要件】

- ◆ 18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子
- ◆ 20歳未満で、障害等級が1級又は2級に該当する障害状態にある未婚の子

【年金額（令和元年度）】

- ◆ 1人目・2人目の子 各 224,500円／年
- ◆ 3人目以降の子 各 74,800円／年

※3 障害手当金（一時金）

初診日が被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態（障害等級の3級より軽い程度）である場合に支給されます。

## （2）遺族年金

「遺族厚生年金」は、厚生年金保険の被保険者（組合員）又は被保険者（組合員）であった方が亡くなったときに遺族に支給される年金です。

遺族厚生年金の額は、一般的に亡くなった方の老齢厚生年金の3/4に相当する額とされています。

【支給要件】 次の要件のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ◆ 被保険者が死亡したとき<sup>（※1）</sup>
- ◆ 被保険者であった者が、被保険者期間に初診日がある傷病が原因で、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき<sup>※1</sup>
- ◆ 障害厚生（共済）年金（1級又は2級）の受給権者が死亡したとき
- ◆ 老齢厚生（退職共済）年金の受給権者又は公的年金加入期間が25年以上ある者が死亡したとき

※1 保険料納付要件あり。（請求時、共済組合に確認）

【遺族とは】 被保険者（又は被保険者であった者）の死亡の当時、その方によって生計を維持されていた<sup>※1</sup>下の表の遺族に該当する方

順位 <sup>※2</sup>	遺族	要件等
1位	配偶者	・夫は55歳以上であること（支給開始は60歳以上。 ただし遺族基礎年金の受給権がある場合は60歳前から支給） ※妻には年齢制限はない
	子	・18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子 ・障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の子 ※子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。
2位	父母	・55歳以上であること（支給開始は60歳以上）
3位	孫	・18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の孫 ・障害等級が1級又は2級の障害の状態にあり20歳未満である未婚の孫
4位	祖父母	・55歳以上であること（支給開始は60歳以上）

※1 年収850万円未満（又は所得655.5万円未満）であること

収入又は所得が限度額以上でも、定年等の理由（自己都合によらないもの）により、年金請求者が65歳に到達した日から5年以内に限度額未満になると見込まれるときは該当します。

※2 遺族厚生年金を受けられる順位で、最も順位の高い方が年金を受給できます。

### 【遺族に支給される年金】

子のある配偶者又は子には、「遺族基礎年金」(国民年金)も併せて支給されます。

	共済組合から支給	日本年金機構から支給	遺族基礎年金額 (令和元年度)
子のある配偶者	遺族厚生年金	遺族基礎年金	780,100円/年+子の加算 <sup>※1</sup>
子	遺族厚生年金 <sup>※2</sup>	遺族基礎年金 <sup>※2</sup>	780,100円/年+2人目以降の子の加算 <sup>※1</sup>
その他の遺族 <sup>※3</sup>	遺族厚生年金		

※1 子の加算

【年金額（令和元年度）】

- ◆ 1人目・2人目の子 各224,500円/年
- ◆ 3人目以降の子 各74,800円/年

※2 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金を受給している間は支給が停止されます。

※3 夫が死亡したときに40歳以上で子のない妻が受ける遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算として585,100円（令和元年度）が加算されます。

# 障害厚生年金について

## 参考資料

「障害厚生年金」とは、被保険者期間中に初診日のある傷病により、一定の障害状態(障害等級1級～3級)に該当すると認定されたときに支給される年金です。

### 受給要件

- 1 障害の原因となった傷病の「初診日」に被保険者であること。  
\*「初診日」とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。
- 2 障害認定日に障害等級の1～3級の障害状態にあること。(注)身体障害者手帳の認定基準とは異なります。

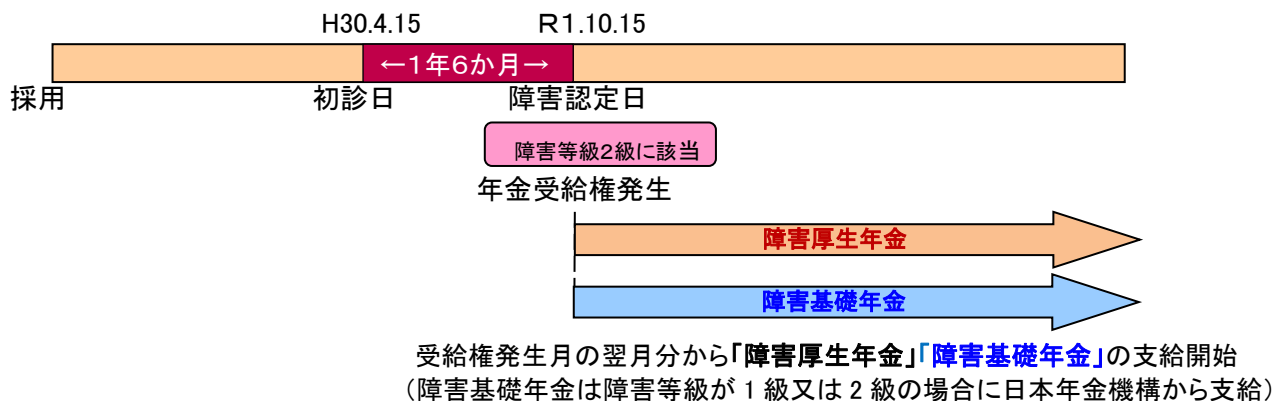
「障害認定日」とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日です。「治った日」には、その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日(症状固定日)が含まれます。

次の症例については、治った日(症状固定日)として初診日から1年6か月以内でもそれぞれの日が障害認定日になります。

症例の現象	障害認定日
○ 上肢・下肢を離断又は切断したもの	離断又は切断した日
○ 人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したもの	人工骨頭又は人工関節の挿入、置換の日
○ 脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6か月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。
○ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着したもの	心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着した日
○ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植又は装着日
○ CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
○ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換	挿入置換日
○ 人工透析療法を施行したもの	人工透析療法を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日
○ 人工肛門造設、又は尿路変更術を施したもの	人工肛門造設、又は尿路変更術を施した日から起算して6か月を経過した日
○ 新膀胱を造設したもの	新膀胱を造設した日
○ 喉頭全摘出手術を施したもの	喉頭全摘出手術を施した日
○ 在宅酸素療養を行っているもの	在宅酸素療養を開始した日
○ 遷延性植物状態であるもの	状態に至った日から起算して3か月を経過した日以後

- 3 初診日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度に加入している期間（公立学校共済組合に加入する前の期間も含む）の3分の2以上であること。

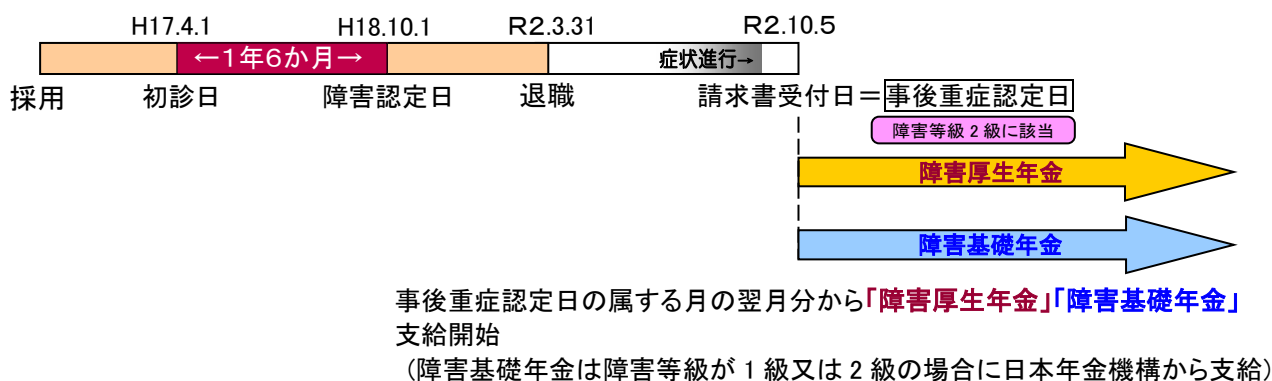
受給の例（2級）



【事後重症制度について】

初診日から1年6か月後の時点(障害認定日)では障害状態に該当せず、その傷病が満65歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます。ただし、請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。  
この場合は、年金支給開始の基準日(=事後重症認定日)は請求書の受付日となります。

受給の例(事後重症, 2級)



## 障害厚生年金 請求手続の流れ

### ①まず、神奈川支部年金グループへお問い合わせください。

本人から状況をお伺いしたうえで、障害について概要を記載いただく「障害等級の認定依頼について」の用紙を送付します。

### ②診断書・年金請求書等の送付

提出された「障害等級の認定依頼について」の内容に基づき、診断書や年金請求書等の様式を送付しますので、書類をそろえて神奈川支部へ提出してください。

### ③障害程度の認定

提出された診断書等は、神奈川支部で確認のうえ、公立学校共済組合本部に送付され、障害等級の審査を認定医が行います。

\* 審査には、3～4か月程度の期間を要します。

### ④認定結果

神奈川支部から本人へ、認定の結果と追加で必要な書類をお知らせします。

### ⑤年金の決定

提出された追加書類は、神奈川支部で確認のうえ、本部に送付され、本部で年金の決定手続を行います。

### ⑥年金の支給

以下のどちらの年金も、障害認定日又は事後重症認定日の翌月分から支給されます。

**障害厚生年金** … 障害等級の1級～3級に該当した場合に、障害認定日までの被保険者期間等をもとに年金額が決定されます(在職中は一部が支給停止となる場合あり)。

**障害基礎年金** … 障害等級の1級又は2級に該当した場合は、日本年金機構から支給されます。  
・ 年金額は定額です[ 1級:975,125円 2級:780,100円(令和元年度) ]。

※ 傷病手当金を受給している場合には、年金受給に伴い、調整・戻入を要する場合があります。

※ 上記①～⑥の手続を経るため、年金が支給されるまでには数か月を要します。

問合せ先  
公立学校共済組合神奈川支部 年金グループ  
電話 (045)210-8183